

## 随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p><b>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</b></p> <p>テレビ及びAMラジオを通じて、県の施策、各種お知らせ及びイベント情報を県民に紹介するため、県内全域に放送できる設備及び放送免許を必要とする。</p> <p><b>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</b></p> <p>株式会社岐阜放送は、県内に本社を置いて岐阜県の情報に特化した番組を制作し、県内全域に放送できる唯一の民間テレビ放送局である。</p> <p>また、山間部を含め広範囲に届き、また聴取者が中高年齢層に多いという特性を有するAMラジオ放送においても、同社は県内全域に放送できる唯一のAMラジオの民間放送局である。</p> <p>さらに同社は、本社の他に「ひだ高山総局」を置き、充実した県内ネットワークや豊富な映像等を保有していることから、効率的に県政情報番組を制作することが可能である。</p> <p>従って、株式会社岐阜放送を委託契約先とする。</p>